

宮若市中小企業等緊急支援金

事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付するものです。

この支援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、宮若市が1回限り給付するものです。

対象者

中堅・中小法人、個人事業者。
また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人。

※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

※資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※事務所の確認は、法人にあっては本店または支店所在地を市内に有する者、個人事業者にあっては市内に住所を有する者、又は、市内での事業実態が確認できる者とし、申請時において事業を継続している者であること。

※風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。

給付額

法人は30万円、個人事業者は15万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

※給付は1回限りとなります。

申請期間

2020年5月12日(火)～2021年1月29日(金)

申請要件

- (1) 2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があること。
- (2) 対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。
- (3) 国の「持続化給付金」を申請していないこと。

※別記「誓約事項」で掲げる項目に誓約していただくことが必要です。

※申請時点において、対象期間のうち、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している月がある場合は、「宮若市中小企業等緊急支援金」の給付対象となりません。

(例えば、2020年5月に申請する場合、3月の売上が前年同月比▲50%、4月の売上が前年同月比▲30%となるときは、「宮若市中小企業等緊急支援金」の給付対象となりません。)

売上減少 (前年同月比)	実施 主体	対 象	支 援 額 (上 限 額)	
▲50%以上	国	法 人	200万円	国に申請
		個人事業者	100万円	
▲50%未満 ▲30%以上	県	法 人	50万円	県に申請
		個人事業主	25万円	
▲50%未満 ▲30%以上	宮若市	法 人	30万円	宮若市 に申請
		個人事業主	15万円	

例

2019年の総売上が1200万円で、月別の売上が下記の法人の場合

	1月	2月	3月	4月
2019年	100万円	100万円	100万円	100万円
20年	110万円	90万円	70万円	80万円
前年同月比	約10%増	約10%減	約30%減	約20%減

1200万円－840万円(70万円 ×12ヵ月)＝360万円

最大30万円の給付が受けられます。

※前年比50%以上減少している月がある場合、国の持続化給付金の対象となるため、

支給対象外となります。

売上減少分の計算方法

対象期間中、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満となる任意の月（以下「対象月」という。）の属する事業年度の直前の事業年度、または2019年の総売上（対象月の売上）×12か月

申請方法

新型コロナウイルス対策のため、郵送での申請を基本とします。下記住所に必要な書類を同封の上、郵送してください。やむを得ない場合は、宮若市役所 産業観光課 商工振興係（新庁舎 2階）までご持参ください。なお、ご持参された場合でも、窓口での混雑回避のため、その場で書類の審査は行えず、書類の收受のみの対応となる場合がありますのでご了承ください。

○郵送先

〒823 - 0011 宮若市宮田29番地1

宮若市役所 産業観光課 商工振興係 宛て

必要書類

申請の際は、必ず「申請要領」をご確認ください。

(1) 確定申告書類

■法人の場合

申請月の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の確定申告書

別表一 控え（收受日付が押されているものに限る）、及び法人概況説明書※確定申告が完了していない事業年度については不要。

■個人事業者の場合

2019年分の確定申告書第一表控え（收受日付が押されているものに限る）

、及び所得税青色申告決算書の控え※2019年分の確定申告が完了していない場合は、2018年分の確定申告

書類を提出してください。

※本人確認書類も合わせて提出してください。

(2) 2019年1月～申請月の前月までの月単位の売上がわかる確定申告

の基礎となる書類等（①で提出済みの書類を除く）

(3) 通帳の写し

(4) 申請書及び様式第2号①～③、誓約書

(5) その他宮若市が必要と認める書類

お問い合わせ先

○宮若市役所 産業観光課 商工振興係

宮若市宮田29番地1 TEL 0949-32-0519

誓約事項

「宮若市中小企業等緊急支援金」の給付を受けようとする事業者の方は、以下の項目について、誓約いただく必要があります。

- ①2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があります。
- ②対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月はひと月もありません。
- ③国の持続化給付金の申請をしていません。
- ④「宮若市中小企業等緊急支援金」の申請は今回が初めてです。
- ⑤2019年以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思があります。
- ⑥宮若市が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。
- ⑦宮若市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑧申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ⑨宮若市から2020年(度)確定申告書類の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑩宮若市暴力追放に関する条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ⑪虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じます。